

家庭の教育をもう一度振り返ってみましょう

大人の責任
CHECK!

- 日ごろから、家族の対話を大切にしていますか。
- 善いこと、悪いことの区別をしっかりと教えていますか。
- 子どもが間違っただけをした時、きちんと叱っていますか。
- ねだる子どもに、我慢をさせていますか。
- 保護者自身が、子どもの手本になるような生活をしていますか。
- 人を思いやる気持ち、人の痛みを感じる心を育てていますか。
- 子どもが話すことを、子どもの目を見て、きちんと聞いてあげていますか。

高知家の 子どもの見守りプラン ～少年非行の防止に向けた抜本強化策～

高知県では、少年非行の問題に携わる学校、警察、行政などの関係機関が集まり、現状を検証・分析し、要因や課題を洗い出し、課題解決に必要な抜本的な対策や今後の目指すべき姿などを取りまとめたトータルプランである「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、少年非行を防止するための対策の強化を図り、取組を進めています。

高知家

電話相談窓口一覧

ヤングテレホン(高知県警察本部少年女性安全対策課 少年サポートセンター)

☎ 088-822-0809 8:30～17:15(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

子どもと家庭の110番(児童家庭支援センター・高知みその)

☎ 088-872-0099 9:00～18:00(年末年始を除く)

24時間子どもSOSダイヤル(高知県心の教育センター)

☎ 0120-0-78310 無料 24時間年中無休

～保護者の皆様へ～

なくせよう!

万引き

子どもたちとしっかり

絆を築いてください!



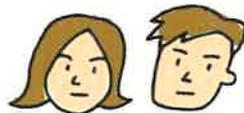
高知県

保護者用

万引きを しない させない 見逃さない

「たかが万引き」と思っていないですか？

- 平成28年の高知県内の刑法犯少年・触法少年(刑法)は、271人。そのうち万引きで検挙、補導された人数は109人(小学生以下19人、中学生57人、高校生21人、その他有職・無職少年等12人)です。
- 万引きは犯罪です。
※刑法第235条【窃盗】他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 商品の返却や弁償だけで済む問題ではありません。
- 万引きを繰り返すようになった後、ひったくり、自転車泥棒、強盗と犯行がエスカレートしていくことがあります。



子どもが万引きをする理由例



万引きの恐怖のスパイラル

万引きは繰り返すうちに、スリルを楽しむようになるなど、高揚感を感じるようになります。

チェック! 気付いて下さい!子どもからのサイン

- 「友だちから借りた、もらった」などと言って、高価な物を持っている。
- 服装が派手になり、持ち物を見せない。
- 家族との会話を避けたり、急に怒ったりする。

～保護者の皆様へ～

- 日ごろから、子どもの持ち物に気を配りましょう。
- 見慣れない持ち物を見つけたら、さりげなく会話の中で聞いてみましょう。
- いつ、だれと、どんな遊びをしているのか、知っておきましょう。
- 登下校中の行動や友だち付き合い、小遣いの使い道などに、関心を持ちましょう。

もしも、子どもが万引きをしてしまったら

● 子どもと一緒に、万引きをした店に謝罪に行く

保護者が誠意をもって謝罪する姿を見せることで、子どもは自分が万引きをしたことの重大さに気付きます。

● 万引きをした理由や原因をよく聞き、考えて、子どもと向き合う

万引きは、どのような理由があっても許されることはありませんが、万引きをした原因や理由に、耳を傾け、「今後は絶対しない」ことを子どもと約束しましょう。

● きちんと叱る

親の悲しい気持ちや、一生懸命働いている人がいることを、しっかりと子どもに伝えましょう。

● 「二度とさせない」決意

きちんと親子で向き合い、子どもの心に響く話をしましょう。



大人の責任「子どもに、絶対、万引きをさせない」という教育を

「子どもに、絶対、万引きをさせない」ことが大切

- ◎ 欲しい物があっても、我慢できる強い心を育てていきましょう。
- ◎ どんな誘惑にも負けず、乗り越えることができる強い心を育てるのは、大人の責任です。
- ◎ 親子でよく話をしましょう。

